

# 国民年金 こんなときは届け出が必要です!

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上で60歳未満のすべての方が加入する制度です。

届出を忘れると年金を受給できなくなったり、受給できる年金額が少なかったり、万が一の障害・遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、次のようなときには、忘れずに届出をしましょう。

こんなとき	手続き内容	届出先
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入する手続きが必要	第1号被保険者 → 市役所市民課 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金加入の手続きが必要	市役所市民課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きが必要	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きが必要	市役所市民課
納付書を紛失したとき	納付書の再発行手続きが必要	社会保険事務所
住所を変更したとき	国民年金被保険者としての住所変更の手続きが必要	第1号被保険者 → 市役所市民課 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替依頼書の提出手続きが必要	指定口座のある金融機関やゆうちょ銀行、社会保険事務所
将来受け取る年金額を増やしたいとき	付加保険料の加入手続きが必要	市役所市民課、社会保険事務所
	国民年金基金の加入手続きが必要	国民年金基金
国民年金保険料を納めるのが困難なとき	①失業や収入が少ないなどの理由の場合 「免除申請」が必要 ②30歳未満の方の場合 「若年者納付猶予制度」の手続きが必要 ③学生の方の場合 「学生納付特例制度」の手続きが必要	①②③とも市役所市民課または社会保険事務所

※第1号被保険者とは20歳以上60歳未満の自営業を営む方や学生の方。

※第3号被保険者とは20歳以上60歳未満で会社員や公務員に扶養されている配偶者。

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111(内線261)  
または弘前社会保険事務所 電話0172-27-1337

## 農業用廃プラスチックを回収します

期日	時間	場所
9月1日(火)	8:30~11:30	JAごしょつがる 木造総合支店構内(旧JA木造町)
9月2日(水)	8:30~11:30	JAつがるにしきた 越水支店構内

農業用廃プラスチックは、農業者が自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。野焼きや不法投棄は絶対止めましょう。

### 【廃プラスチックの種類】

農業用ビニール、ポリ、肥料袋、育苗箱、農薬ポリ容器など

### 【荷姿】

よく乾燥させて土を落としてください。荷姿は10~15kg程度の大きさにして計量しやすいように2カ所を縛ってください。

### 【処理料金】

1kgあたり約34円のうち、市が1/4を負担しますので、**農家負担は約26円**の予定となっております。

### 【申込方法】

各農協、市役所農林水産課に備え付けの申込書に記入し、8月27日(木)までに申込みしてください。  
なお、農協組合員の方は、引落とし承諾書等に記入していただきますので、通帳と通帳印をご持参ください。

### 【問い合わせ先】

■農林水産課 電話42-2111(内線414) ■JAごしょつがる 木造総合支店 販売指導課 電話42-9153  
■JAつがるにしきた つがる支店生産資材課 電話49-7789

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました！

# 【高額医療・高額介護合算療養費制度】

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にはその超えた金額を支給しますので、市役所国民健康保険課で申請をしてください。



～このように負担が軽減されます～

（夫婦2人世帯の例）（ともに72歳・市町村民税非課税）

これまで1年間に医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年間の負担が50万円であったものが、  
 これからは年間50万円を支払った後、支給の申請をすることで基準額の31万円（世帯員全員が市町村民税非課税の場合）を超えた金額（19万円）をお返しすることにより、年間の負担が31万円となります。

## ■平成21年度の支給要件・支給額について

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、平成20年8月～21年7月末にお支払いされた医療保険・介護保険の自己負担額が次の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。

70歳から 74歳の方	① 高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円(89万円)
	② ①・③・④以外の場合	56万円(75万円)
	③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合	31万円(41万円)
	④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定以下*の場合（※年金収入80万円以下等）	19万円(25万円)
70歳未満の方	① 世帯員全員の合計所得が一定以上*の場合（※合計所得が600万円を超える場合）	126万円(168万円)
	② ①・③以外の場合	67万円(89万円)
	③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合	34万円(45万円)

（※平成20年4月～平成21年7月末の16ヶ月間の自己負担額が、表のカッコ内の基準額を超える場合には、その超えた額と上記の支給額を比べて、大きい額を支給します。）

## ■申請手続きの留意点について

支給の対象となる被保険者の方には、12月頃にお知らせします。お知らせが届いた場合は、市役所国民健康保険課に申請してください。

ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

◆平成20年4月から平成21年7月末までの間に、市町村を越えて転居された方や他の医療保険から国民健康保険に移られた方

具体的な手続きやご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111（内線272）

## ～【限度額適用認定証】【限度額適用・標準負担額減額認定証】について～

入院したときに支払う窓口負担は、自己負担限度額までとなります。

- 交付を受けられる方：入院を予定している方・すでに入院している方
- 申請に必要なもの：被保険者証・印鑑
- すでに交付を受けている方：お持ちの認定証は平成21年7月末で有効期限が切れていますので、引き続き必要な方は、8月中旬に更新手続きをしてください。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111（内線272）

- 所 在：つがる市木造川除
- 区 画 数：19区画
- 区画面積：269㎡(81.4坪)～350㎡(105.8坪)
- 区画価格：224万円～280万円
- 特別価格宅地分譲制度  
区画数を限定し20%引きで販売します。

### ■新築住宅一般公開制度

分譲地購入後1年以内に、完成住宅を3日間一般公開して頂ける場合には、分譲価格の5%を割り引きます。

現地相談会／9月5日(土)午前10時～午後4時 場所：きづくり・秋桜団地の現地テント  
 【問い合わせ先】 管財課（内線334）又は青森県住宅供給公社（電話017-723-1627）

「宅地分譲中」  
きづくり・秋桜団地

